

令和6年度 富岡地域医療企業団の人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び富岡地域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について次のように公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の入退職及び職員数の状況

区分	R5. 4. 1職員数	期間内退職者	期間内入職者	R6. 4. 1職員数
		R5. 4. 2～R6. 4. 1	R5. 4. 2～R6. 4. 1	
医師	64人	12人	10人	62人
看護職	402人	30人	14人	386人
医療技術職	160人	3人	5人	162人
事務職	61人	1人	0人	60人
労務職	2人	1人	0人	1人
所属計	689人	47人	29人	671人

※職員数は、一般職の正職員数であり、休職者を含み、再任用及び非常勤職員は含みません。

※看護職は、助産師、保健師、看護師、准看護師の合計です。

※医療技術職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、視能訓練士、臨床心理士の合計です。

(2) 再任用の状況（令和6年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
再任用職員数	0人	6人	2人	0人	1人	9人

※再任用とは、地方公務員法の規定に基づいて、当企業団を定年退職した職員を、以前の勤務実績に基づいて1年を超えない期間を定めて再び当企業団に採用できるという制度です。

勤務形態は、週15時間30分～31時間の短時間勤務を採用しています。

(3) 年齢別職員構成（令和6年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
～25歳	0人	50人	9人	1人	0人	60人
26～30歳	7人	33人	20人	2人	0人	62人
31～35歳	7人	48人	33人	6人	0人	94人
36～40歳	6人	67人	30人	4人	0人	107人
41～45歳	10人	61人	30人	13人	0人	114人
46～50歳	8人	58人	18人	21人	0人	105人
51～55歳	10人	47人	18人	8人	0人	83人
56～60歳	5人	22人	4人	5人	1人	37人
61歳～	9人	0人	0人	0人	0人	9人
職種計	62人	386人	162人	60人	1人	671人

2. 職員の人事考課の状況

職員の人事考課制度につきましては平成28年度から導入しました。

職員の能力や実績を適正に考課することで、人材育成に活用することを目的としています。

3. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 決算（令和5年度）

事業区分	総費用 (A)	職員給与費 (B)	職員給与比率 (B/A)
病院事業	千円 11,244,829	千円 6,983,107	% 62.1

イ 予算（令和6年度給与費）

事業区分	給料	職員手当	その他(引当金等)	合計
病院事業	千円 3,457,559	千円 1,953,102	千円 1,779,486	千円 7,190,147

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	全体
平均給料月額(円)	518,665円	306,709円	304,481円	339,673円	320,800円	328,724円
平均給与月額(円)	1,065,867円	391,229円	353,874円	389,391円	349,754円	444,320円
平均年齢(歳)	46.2歳	39.8歳	39.0歳	45.3歳	58.0歳	40.7歳

※平均給与月額は、給料月額に手当として支給される分を加えたものの平均額です。

(3) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日時点）

区分	初任給号給	月額	国
医師	1級32号給	359,600円	345,000円
助産師 保健師 看護師	大卒	2級17号給	234,800円
	短大3卒	2級13号給	230,800円
	短大2卒	2級9号給	225,800円
准看護師	准看護師養成所卒	1級9号給	195,000円
薬剤師 医療技術職	大学6卒	2級15号給	222,700円
	大卒	2級5号給	208,800円
	短大3卒	1級21号給	198,800円
事務労務職	大卒	1級25号給	196,200円
	短大卒	1級15号給	179,100円
	高卒	1級5号給	166,600円

(4) 級別職員数（令和6年4月1日時点）

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
医師	職員数	8人	8人	24人	17人	5人				62人
	構成比	12.9%	12.9%	38.7%	27.4%	8.1%				100.0%
看護職	職員数	0人	98人	202人	80人	4人	2人			386人
	構成比	0.0%	25.4%	52.3%	20.7%	1.0%	0.5%			100.0%
医療技術職	職員数	1人	21人	52人	62人	19人	5人	2人		162人
	構成比	0.6%	13.0%	32.1%	38.3%	11.7%	3.1%	1.2%		100.0%
事務職	職員数	0人	6人	24人	20人	3人	5人	1人	1人	60人
	構成比	0.0%	10.0%	40.0%	33.3%	5.0%	8.3%	1.7%	1.7%	100.0%
労務職	職員数	0人	0人	1人	0人	0人				1人
	構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%				100.0%

(5) 主な職員手当の状況（令和6年4月1日時点）

ア 期末勤勉手当

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月分	1.225月分	2.450月分
勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.050月分
合計	2.250月分	2.250月分	4.500月分

※職務上の段階、職務の等級による加算措置 有

イ その他の手当

手当名称	支給職員割合	内容
管理職手当	21.3%	管理又は監督の地位にある職員に支給する。
初任給調整手当	9.0%	医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給する。
扶養手当	36.2%	扶養親族のある職員に支給する。 子供10,000円、その他6,500円
住居手当	19.3%	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。
通勤手当	81.0%	通勤距離に応じて支給する。 自動車等の場合 2,000～31,600円
特殊勤務手当	87.0%	研究手当、職務手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、衛生検査物取扱手当、夜間看護手当、危険作業手当、感染症病棟勤務手当、救急勤務手当、臨床研修指導医手当、実習指導手当、公衆衛生活動手当、産業医手当、看護処遇改善手当
時間外勤務手当	57.0%	正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員に支給する。
夜間勤務手当	41.7%	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。
宿日直手当	18.9%	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週の勤務時間	週休日
8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分	土曜・日曜

※勤務場所によって夜勤等交代制勤務があります。

(2) 休暇の種類

休暇の種類	内容
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇で、日数は暦年によって1年を通じて20日間、1日又は1時間を単位としています。
病気休暇	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明書等に基づいて必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とする休暇です。
特別休暇	公民権の行使、証人等としての裁判所等出頭、骨髄液提供、災害ボランティア、結婚、出産、親族の死亡、子の看護その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇です。
介護休暇	職員が病気や老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母又は子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。

5 職員の休業に関する状況（令和5年度）

区分	育児		自己啓発		合計
	育児休業	育児部分休業	自己啓発休業	修学部分休業	
医師	2人	1人	0人	0人	3人
看護職	27人	49人	1人	0人	77人
医療技術職	19人	21人	0人	0人	40人
事務職	0人	1人	0人	0人	1人
労務職	0人	0人	0人	0人	0人
合計	48人	72人	1人	0人	121人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

免職	休職	降任	降給	合計
0人	3人	0人	0人	3人

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たせないことなどを理由に、その職員の意志に反して身分上の不利益な処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	1人	0人	0人	1人

※懲戒処分とは、職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に科せられる制裁としての処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

職員は、地方公務員法の規定に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。具体的には、「法令及び上司の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「争議行為の禁止」「営利企業等の従事制限」があります。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況（令和5年度）

内容	人数	摘要
人間ドック等の受診	467人	歯科健康診査含む
その他	0人	研修参加等
合計	467人	

8 職員の退職管理の状況

課長級以上の職員の再就職に関する規制が平成28年度より開始になりました。

9 職員の研修の状況

(1) 院内研修

研修名	備考
医療安全管理研修会	全職員対象 年2回実施
院内感染対策研修会	全職員対象 年2回実施
診療報酬研修会	全職員対象 年2回実施
接遇研修会	全職員対象
新入職員研修	新入職員対象
ハラスメント研修会	全職員対象

※上記の他にも職種別の研修を多数実施しています。

(2) 院外研修

学会・研修会の参加状況 延べ 863 人参加

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区分	人数	摘要
定期健康診断受診者	179人	採用時健診20人は含まず
人間ドック受診者	473人	

(2) 衛生に関する事項

病院ごとに衛生管理者と産業医を選任し、衛生委員会を設置しています。
職員の心身両面における健康障害の防止に努めています。

(3) 公務災害認定状況

職員が公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。
令和5年度認定件数 5 件

(4) 職員厚生

ア 職員共済会

職員の相互共済及び福利厚生制度の適切な運営を図り、公務能率の向上を目的として富岡地域医療企業団職員共済会を設置しています。

イ 共済組合制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保障制度の一環として、相互共済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

本企業団の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用・実施しています。

以上